

施策・事業シート (概要説明書)				
担当府省名	文部科学省	予算事業名	農山漁村におけるふるさと生活体験推進校	
担当局庁名	初等中等教育局	上位施策事業名	豊かな体験活動推進事業	作成責任者
担当課・室名	児童生徒課	事業開始年度	平成20年度	児童生徒課長 磯谷 桂介
関係法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	学校教育法 第21条第2項、第31条	関係する通知、計画等	教育振興基本計画(平成20年7月閣議決定)	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施			
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:都道府県)			
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: ) 実施主体: )			
	<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )			
支出先が 独立法人等 の場合	役員総数 (官庁08/役員数)	/	非常勤役員数	/
	職員総数	内:官庁08	役員報酬総額	
	積立金等の額	内訳	今後の活用計画	
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	児童の社会性や豊かな人間性を育むため、農山漁村での長期宿泊体験、自然体験活動等を行う小学校を推進校に指定し、その成果を全国に普及することにより、学校における体験活動の推進を図る。		
	対象 (誰/何を対象に)	学校教育の中で、農山漁村における長期宿泊体験活動に意欲的に取り組む小学校を対象としている。		
	事業/制度内容 (手段・手法など)	「農山漁村におけるふるさと生活体験推進校」は、平成20年度から文部科学省、農林水産省、総務省の3省連携により、小学生の農山漁村における長期宿泊体験活動を推進する事業(子ども農山漁村交流プロジェクト)である。自然体験活動を行う小学校を推進校に指定し、長期宿泊体験に必要な経費を支援するとともに、ブロック交流会の開催や事例集の作成・配布を通じて、その成果を全国に普及する。		
コスト	平成22年度概算要求額		人件費	
	事業費	516 百万円	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)
	人件費	3 百万円	担当正職員	2,866 千円
	総計	519 百万円	臨時職員他	千円
これまでの同様の予算 項目の予算額等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額(百万円)	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額	
	H19(決算額)	-		
	H19(決算上の不用額)	-		
	H20(決算見込額)	598の内数		
	H21(当初予算)	1,050		
	H21(補正予算)	315		
H22概算要求	516			
平成22年度 予算内訳(補助金の場 合は負担割合等も)	委託費 516百万円			
事業/制度の 必要性	<p>近年高度情報化や都市化、少子化といった社会の変化に伴い、子どもについて社会性の不足、命を尊ぶ態度や基本的な倫理観が不十分であるといったことや、子どもの意欲や協調性の欠如が指摘されている。</p> <p>このような課題を克服するために宿泊体験活動は有効であり、特に学校教育において、組織的・体系的に宿泊体験活動に取り組むことにより、規範意識や社会性等を養う機会が確保される。</p> <p>また、自然体験活動の推進については、学校教育法第21条及び第31条に規定されており、全ての小学校でその充実を図るべきものとされている。新学習指導要領においても、自然の中での自然体験活動の重要性が一層明確化された。加えて、平成20年7月に閣議決定された教育振興基本計画でも、今後5年間に取り組むべき施策として、「小学校で自然体験・集団宿泊体験を全国の児童が…実施できるよう目指す」としている。</p> <p>平成20年度の推進校に対して行った宿泊体験活動の教育効果評価によれば、宿泊体験活動で社会性や豊かな人間性を育むための十分な効果を上げるには、少なくとも3泊4日の日程で実施することが望ましいとの結果が出ている。その一方で、現在、自治体が自らの予算で行っている活動は、約8割が2泊3日以下である。そのため、国として、自治体に対して、活動日数を1日伸ばした宿泊体験活動の実施に必要な、教育モデルを開発して示していくなどの支援を行い、農山漁村における宿泊体験活動を全国普及に向けて推進していく必要がある。</p>			

施策・事業シート（概要説明書）					
担当府省名	文部科学省	予算事業名	農山漁村におけるふるさと生活体験推進校		
担当局庁名	初等中等教育局	上位施策事業名	豊かな体験活動推進事業	作成責任者	
担当課・室名	児童生徒課	事業開始年度	平成20年度	児童生徒課長 磯谷 桂介	
他省庁、自治体等における類似事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「農山村留学推進事業」(千葉市)</li> <li>・「自然学校」(兵庫県)</li> <li>・「セカンドスクール」(東京都武蔵野市)</li> </ul>				
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担	農林水産省において、農山漁村の受入モデル地域を指定。 総務省において、特別交付税を措置することで、自治体の創意工夫、特性を活かした独自の取組を支援。				
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	実施校数	校	—	—	約5,000校
予算執行率		%	—	—	93.0%
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果)	(現状の成果) 初年度の平成20年度においては、約5,000校が実施している。 (今後の方向性) 推進校においてより効果的な宿泊体験活動の在り方について実践を重ね、その成果の検証を行い、全国における宿泊体験活動の推進を図っていく。また、平成20年度からの5年間で、全国22,000校の小中学校において、1学年に相当する120万人の児童が農山漁村における宿泊体験活動を実施できる体制整備を行うことを目指すこととしている。				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	—		—	—	—
事業/制度の自己評価 (今後の事業/制度の方向性、課題等)	宿泊体験活動の実施に関しては、体験活動を児童生徒の発達段階や各教科の内容と関連させて、計画的かつ効果的に教育課程の中に位置付けていくことなどについて課題がある。 農山漁村における宿泊体験活動については、豊かな人間性や社会性を育む高い効果が期待されているが、学校における実践のノウハウが乏しく、国によるモデル事業により各学校での取組を進め、ノウハウの蓄積とその成果の普及を図っていく必要がある。				
比較参考値 (諸外国での類似事業の例など)	—				
特記事項 (事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等)	(制度の沿革) ・教育改革国民会議報告（平成12年12月）・・・少子化・核家族時代における自我形成、社会性育成のために、体験活動を通じた教育が必要 ・21世紀教育新生プラン（平成13年1月）・・・7つの戦略の一つとして、多様な奉仕活動・体験活動で心豊かな人間性を育むことが掲げられる ・豊かな体験活動推進事業の開始（平成14年度） ・学校教育法の改正（平成13年7月施行）・・・「自然体験活動その他の体験活動の充実に努める」ことを規定 ・学校教育法の改正（平成20年4月施行）・・・義務教育として行われる普通教育の目標として、「自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」を規定 ・学習指導要領の改訂（平成20年3月告示）・・・集団宿泊体験や自然体験活動等を重点的に推進することを明記 ・本事業の開始（平成20年度） ・教育振興基本計画（平成20年7月閣議決定）・・・今後5年間に取り組むべき施策として、「小中学校で自然体験・集団宿泊体験を全国の児童が・・・実施できるよう目指す」としている (予算削減に向けた取組) ・事業実施の2年目の平成21年度は、活動費の単価の減を行うとともに、体験学習における自己負担の在り方を検討し、食材費については自己負担とした。 ・平成22年度概算要求においては、平成20年度決算を反映し、対21年度比△534百万円の減額要求を行っている。				
	【INDEX2009】 農林水産 (p36) 教育、医療・介護の場として農山漁村の活用 農山漁村における安らぎ、癒しの機能や、農作業等の体験に通じた教育的効果、心身障がいの回復・機能向上や健康の維持・増進、食育など、農林漁業・農山漁村が有する教育、保健・保養等の多面的機能に着目し、農山漁村を教育、医療・介護の場として活用します。				

# 農山漁村におけるふるさと生活体験推進校

## 1. 事業の目的

学校教育の中で、児童の社会性や豊かな人間性を育むためには、発達段階に応じて、自然の中での長期宿泊体験活動のような体験活動を行うことが極めて有意義である。このため、文部科学省が指定した推進校において他校のモデルとなる様々な体験活動を行い、より効率的かつ教育効果の高い教育モデルを確立するとともに保護者・地域に宿泊体験活動による教育効果の理解を促すことにより、宿泊体験活動の普及を推進する。

それぞれの自治体が別個に教育モデルを研究するよりも、国が一定規模で継続研究することで、効率的にモデル開発することができる。

## 2. 平成20年度の成果

### <平成20年度の成果>

○ 推進校に対して自然体験活動の教育効果評価を行い、自然体験活動により豊かな人間性を養うためには、少なくとも3泊4日の日程で実施することが望ましく、これを長期宿泊体験の当面のモデル的な期間とすべきであるとの知見を得た。

(三泊四日の場合がより教育効果が認められた項目の例)

- ・ 勉強や運動が不得意な児童を助けるなど、優しさや思いやりの気持ちが深まった。
- ・ 児童同士のちょっとしたことによる口論、喧嘩が減少した。
- ・ 児童が互いに励まし合うなど、連帯感や仲間意識が向上した。
- ・ 共通の目標に向かって児童が協力し合うようになった。
- ・ 班、学級、委員会等の集団で活動する際、リーダーシップを取る児童が増えた。
- ・ いじめ問題や不登校問題の改善に効果が見られた。

### <今後の評価対象>

「民泊による教育効果」等の比較評価を検討中。

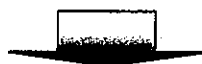
◎ 体験活動のプログラム、民泊の有無等、日程以外の教育モデル要件について、更なる研究が必要。

### 3. 事業を継続する必要性

#### <現状>

- 農山漁村での長期宿泊体験については、昨年度はモデル校・地方単独事業を合わせて、全体で約5,000校/約22,000校(約23%)、約318,000人/約120万人(約27%)が実施している。

※ 自然体験活動で十分な効果を上げるには、少なくとも3泊4日の日程で実施することが望ましいが、現在、自治体が行っている活動は、約8割が2泊3日以下の活動にとどまっている。



#### <事業を継続する必要性>

- 自治体が独自に研究開発する場合、現状を追認・肯定する研究結果になりがちであるし、比較評価に基づく統一的な研究成果につなげていくのは困難。  
豊かな人間性を養うという教育目的を達成する取組とするためには、文部科学省が教育効果の比較評価に必要な規模の宿泊体験活動の実施を支援してデータ収集を行う必要がある。

- 文部科学省が研究開発を推進していることには象徴的な意義があり、仮に研究開発が未了の段階で事業を中止してしまうと、国としては財政的な問題で宿泊体験活動の推進を放棄したかのような印象を与え、自治体に対し、「国が財政的な理由で事業を廃止するのであれば、財政の苦しい自治体は同様の理由で宿泊体験活動を実施しなくともよい」という誤った意識を生じさせかねない。

施策・事業シート(概要説明書)

担当府省名	文部科学省	予算事業名	子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業							
担当局庁名	スポーツ・青少年局	上位施策事業名	学校保健の推進	作成責任者						
担当課・室名	学校健康教育課	事業開始年度	平成20年度	学校健康教育課長 松川肇行						
根拠法令(具体的な条文(◎条◎項など)も記載)	学校保健安全法第10条	関係する通知・計画等	・学校保健安全法附帯決議 (平成20年5月30日衆議院文部科学委員会) (平成20年6月10日参議院文教科学委員会) ・教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定)							
実施方法	■直接実施									
	■業務委託等(委託先等:都道府県)									
	□補助金〔直接・間接〕(補助先: ) 実施主体: )									
	□貸付(貸付先: ) □その他( )									
支出先が 税法(公益法人等) の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/		
	職員総数		内 官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額			
	積立金等の額		内 取		今後の 活用計画					
事業/制度概要	目的 (何のために)	学校及び設置者である教育委員会が既存の枠組みを超えて、地域の専門医・専門機関と連携し、それぞれ取り組むべきことを明確にするとともに、地域全体で学校保健活動を推進する体制を構築することにより、現代的健康課題を抱える児童生徒の健康の保持増進を図る。								
	対象 (誰/何を対象に)	都道府県教育委員会等								
	事業/制度内容 (手段/手法など)	1. 各診療科の専門医を学校に派遣し、専門医による教職員への指導助言、講話や講演、児童生徒等の健康相談等を実施 2. 専門医や各市町村の保健部局と連携しながら、子どもの健康管理の充実や保護者への啓発活動等を行う実践事業を実施								
コスト	平成22年度概算要求額		人件費							
	事業費	115 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数				
	人件費	1 百万円		担当正職員	406 千円	0.1 人				
	総計	116 百万円		臨時職員他	0 千円	0 人				
これまでの同様の予算 項目の予算額等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額							
	H19(決算額)	-	-							
	H19(決算上の不用額)	-	-							
	H20(決算見込額)	91百万円	-							
	H21(当初予算)	115百万円	-							
	H21(補正予算)	-	-							
H22概算要求	115百万円	-								
平成22年度 予算内訳(補助金の場 合は負担割合等も)	諸謝金	27千円	職員旅費	539千円	委員等旅費	99千円	教職員研修費	88千円	初等中等教育等振興事業委託費	114,210千円

施策・事業シート（概要説明書）					
担当府省名	文部科学省	予算事業名	子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業		
担当局庁名	スポーツ・青少年局	上位施策事業名	学校保健の推進	作成責任者	
担当課・室名	学校健康教育課	事業開始年度	平成20年度	学校健康教育課長 松川憲行	
事業/制度の必要性	1. 近年、ストレス等に起因するメンタルヘルスの問題、アレルギー疾患、性の問題行動、薬物乱用、過度なスポーツによる運動器疾患・傷害など、児童生徒の健康課題が多様化、深刻化。 2. これらの現代的健康課題の多くは学校関係者のみで解決することが困難であり、専門医による適切な対応や専門医・専門機関との連携が必要。 3. 学校関係者からも専門医の派遣、協力の要望がある。				
他府省庁、自治体等における類似事業	-				
他府省庁、自治体、民間等との連携・役割分担	1. 都道府県教育委員会は、以下を実施 ①学校関係者、医療関係者、保護者、その他の行政関係者等からなる協議会を設置し、都道府県内の子どもの健康課題を踏まえて、「学校保健推進計画」を策定 ②学校等に専門医等を派遣 ③モデル地区での実践をサポート 2. 都道府県教委からの指定を受けた市町村教育委員会等は、以下を実施 ①学校の代表者、保護者、地域の保健部局、中核医療機関の専門医からなる実行委員会を設置し、実践計画を策定 ②学校における子どもの健康管理の充実や保護者への啓発活動等を行う地域ぐるみの実践事業を実施				
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	学校等への専門医の派遣	回 (平均)	-	-	2,458 (53.4)
予算執行率	事業を実施している都道府県等の数	自治体	-	-	46
		%	-	-	80
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果)	1. 本事業により、児童生徒の健康課題に対して専門的な対応ができるようになり、また児童生徒及び教職員が健康に対する意識・知識が向上している。 2. 学校関係者からは専門医の派遣をさらに増やしてほしいとの要望があることから、今後専門医の派遣回数をもより一層増加していく必要がある。				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	学校等への専門医の派遣	回 (平均)			2,458 (53.4)
事業/制度の自己評価 (今後の事業/制度の方向性・課題等)	事業目標及び成果の明確化を図るため、今後は、事業実施年度内の開始時及び終了時にアンケート等の調査を実施し、事業目標の達成度、課題、改善方法等について評価・分析を行っていきたい。				
比較参考種 (他国での類似事業の例など)	-				
特記事項 (事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等)	◆学校保健安全法(平成20年6月18日改正) 第3条 国及び地方公共団体は、財政上の措置その他の必要な施策を講ずる。 第10条 学校は、地域の医療機関と連携するよう努めること。 ◆同法附帯決議(平成20年5月30日衆議院文部科学委員会) (平成20年6月10日参議院文教科学委員会) ・学校保健を支える人的資源の充実 ◆教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定) ・学校、保護者、地域の保健部局や医療機関等の連携による健康教育の推進を図る。				

論点等説明シート (予算担当部局用)

実施事業名	農村漁村におけるふるさと生活体験推進校			
予算額	平成21年度当初予算額		平成22年度概算要求額	
	1050	百万円	516	百万円

事業予算についての論点

○モデル事業全般について

- ・国が学校や地域を指定し、内容や方法を定めて事業を実施するものであるが、学校等への「押し付け」になっていることはないか。
- ・モデル事業の効果を測る「ものさし」がないのではないか。効果を測れなければ実施の必要性は低いのではないか。
- ・既に各地で取組みは行われており、そうした既存の取組みに加え、新たにモデル校を作る必要性があるか。国は優れた事例を収集して周知すれば十分であり、あとは各地域の取組みに委ねればよいのではないか。

○事業の必要性

- ・こうした体験活動は、既に地方で独自の取組が行われているのではないか。また、これまでも同様のモデル事業が多数の学校で実施されており、これ以上実施する必要性に乏しいのではないか。優良事例を周知すればよいのではないか。

○事業の妥当性

- ・修学旅行は児童生徒の負担で実施しているにもかかわらず、食事等を除き全て国費負担というのは、モデル事業としても過大ではないか。こうしたやり方は、取組を推進するための「モデル」にはならないのではないか。
- ・既に行われている学校行事に加え、こうした長期の体験活動を行うことは、授業時間数への影響があるほか、学校の事務負担も大きく、「モデル」とはならないのではないか。

論点等説明シート(予算担当部局用)

実施事業名	子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業			
予算額	平成21年度当初予算額		平成22年度概算要求額	
	115	百万円	115	百万円

事業予算についての論点等

○モデル事業全般について

- ・国が学校や地域を指定し、内容や方法を定めて事業を実施するものであるが、学校等への「押し付け」になっていることはないか。
- ・モデル事業の効果を測る「ものさし」がないのではないか。効果を測れなければ実施の必要性は低いのではないか。
- ・既に各地で取組みは行われており、そうした既存の取組みに加え、新たにモデル校を作る必要性があるか。国は優れた事例を収集して周知すれば十分であり、あとは各地域の取組みに委ねればよいのではないか。

○事業の必要性

- ・学校における子どもの健康問題への対応は、既に各地域で実情に応じた取組みが行われているのではないか。また、既に16年度からモデル事業が実施されており、これ以上国が事業を継続する必要性に乏しいのではないか。今後は、各地の優れた取組みや実績を取りまとめて周知すれば十分ではないか。

○手段の効率性

- ・子どもの健康問題への対応について、本事業のように、学校や教育委員会を中心に据える考え方は妥当か。まずは、家庭や地域の医療機関により対応する問題ではないか。本事業を実施すれば、必要以上に学校等の負担が増すことになるのではないか。
- ・専門医を派遣する内容となっているが、各学校には学校医がおり、まずは、こうした学校医の選任や活用をどうするかという問題ではないか。